

法人化する場合の形態について

当クラブの法人の形態については次の2つが該当しますがどちらを選択されますか

項 目	NPO法人(特定非営利活動法人)	一般社団法人
目 的	公益の増進に寄与する。したがって運営において市民参加が前提	公益と共益のどちらでも可。活動分野に制限なし
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人および一般財団法人に関する法律
性 格	非営利	原則非営利
事業目的	特定非営利活動	目的や事業に制約はなく、公益事業、収益事業、共益事業等可
設立方法	所轄官庁の承認後に登記して設立	公証人役場での定款(非営利が徹底した定款)認証後に登記して設立。
設立要件	社員10人以上(常時)	社員2人以上
議決権	1社員1票	同 左
最高議決機関	社員総会	同 左
役 員	理事3人以上、監事1人以上	理事3人以上、監事不設置も可
代表権	理 事	同 左
剰余金の扱い	剰余金の分配はできない	同 左
税制等	収益事業課税	同 左
法定設立費用	司法書士報酬のみ	11万円(定款認証料、登録税)・司法書士報酬

(注)NPO法人も社団法人の一種であり、法令上その構成員の事を社員と呼びます。したがって「設立要件」・「最高議決機関」の項目の社員とは議決権を有する会員を指すものです。

上記の比較から特徴を列記します。

項 目	NPO法人(特定非営利活動法人)	一般社団法人
社会的信用度	設立時行政の審査が必要であり、その後も行政の監査を受ける等公益性が高く評価が高い	法人として対外的契約その他諸事業が出来る等行政の制約を受ける事が少ないが信用度はある
定款内容 (公益制と共益性)	定款は行政の審査を受け承認を得る必要があり、その審査は公益性を強く求められる	定款は公証人役場の承認が必要であるが、非営利性を中心とした内容である。
事務作業	上記のための諸手続きが必要で事務的に期限等の制約がある	事務的には割合簡単な面があるがそれなりの事務量がある
社会保険等	常勤従業員1人以上の場合強制加入	同 左
会計の明朗性	財務内容の公表や行政の監査がある等煩雑であるが明朗性は高い	法人としての決算に関し、監査報告がありそれなりの明朗性はある